

平成31年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成31年度に締結する公契約条例適用契約等における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成31年1月25日

足立区長 近藤 弥生



- 1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額  
(1) 職種別労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,610
2	普通作業員	2,273
3	軽作業員	1,632
4	造園工	2,340
5	法面工	2,948
6	とび工	2,970
7	石工	3,015
8	ブロック工	2,790
9	電工	2,723
10	鉄筋工	2,993
11	鉄骨工	2,790
12	塗装工	3,072
13	溶接工	3,285
14	運転手（特殊）	2,565
15	運転手（一般）	2,127
16	潜かん工	3,263
17	潜かん世話役	3,860
18	さく岩工	3,095
19	トンネル特殊工	3,195
20	トンネル作業員	2,645
21	トンネル世話役	3,555
22	橋りょう特殊工	3,263
23	橋りょう塗装工	3,387
24	橋りょう世話役	3,735
25	土木一般世話役	2,723
26	高級船員	3,218

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2, 543
28	潜水士	4, 455
29	潜水連絡員	3, 072
30	潜水送気員	3, 050
31	山林砂防工	2, 970
32	軌道工	4, 905
33	型わく工	2, 825
34	大工	2, 780
35	左官	3, 005
36	配管工	2, 442
37	はつり工	2, 723
38	防水工	3, 252
39	板金工	3, 027
40	タイル工	2, 487
41	サッシ工	2, 780
42	屋根ふき工	1, 806
43	内装工	3, 005
44	ガラス工	2, 700
45	建具工	2, 645
46	ダクト工	2, 385
47	保温工	2, 420
48	建築ブロック工	2, 565
49	設備機械工	2, 453
50	交通誘導員A	1, 598
51	交通誘導員B	1, 385

※ただし、平成30年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- (2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1, 257
---------	--------

※ただし、平成30年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- 2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1, 030
---------	--------

※平成30年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した契約に係る労働報酬下限額については、985円とする。

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1, 130
2	有資格者の保育士以外の職種	1, 030

※平成30年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、985円とする。